

「安全性優良事業所」認定申請の募集について

「安全性優良事業所」認定制度は、平成15年7月にスタートし昨年月12月28日現在の全国認定数は、23、414事業所（全事業所の27.8%）。長野県は、446事業所（全事業所の38.4%）となっております。

平成29年度「安全性優良事業所」の申請については、下記の日程にて実施しますので、「新規認定希望事業所」及び「更新認定希望事業所」は、事前説明会に積極的に参加願います。

平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請日程

1. 申請書類の頒布

(1) インターネットによる頒布

①頒布開始日：平成29年4月17日（月）より実施

②頒布方法：申請案内→全日本トラック協会ホームページ
申請書・自認書→Web申請作成システム

(2) 紙媒体による頒布

①頒布開始日：平成29年5月1日（月）

②頒布方法：長野県トラック協会内適正化事業実施機関
*土・日・祝日は除く

2. 申請受付期間

平成29年7月1日（土）～7月14日（金）（土・日は除く）

3. 評価対象

評価を希望する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）単位とする。

4. 申請資格

申請資格は、申請基準日（平成29年7月1日現在）で以下の事項全てを満たす事業所とする。

①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。

②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。

③A.虚偽の申請、その他不正な手段等により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事

業年度を経過していること。

B.不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。

- ④認定後、認定マーク及び認定ステッカー等の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

5. 申請方法

長野県トラック協会の受付窓口に提出する。(郵送は認めません)

6. 申請料

- (1) Web 申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
(2) 複写式申請書による申請：申請車実費1,000円(税込)

7. 評価結果の通知

評価結果を各申請事業所に対して、平成29年12月中旬に通知する。

8. 安全性優良事業所の有効期間

①新規申請事業所

平成30年1月1日～平成31年12月31日・2年間

②初回更新事業所(平成27年度認定)

平成30年1月1日～平成32年12月31日・3年間

③2回目更新事業所(平成26年度認定)

平成30年1月1日～平成33年12月31日・4年間

④3回目更新事業所(平成25年度認定)

平成30年1月1日～平成33年12月31日・4年間

事前説明会開催日程

地区名	場 所	日	時	対 象
諏 訪	諏訪地区研修会館	5月11日(木)	9:30~12:00	新規・更新
佐 久	佐久地区研修会館	5月15日(月)	13:30~16:00	新規・更新
上 小	上小地区研修会館	5月16日(火)	13:30~16:00	新規・更新
北 信	長野県トラック会館	5月17日(水)	13:30~16:00	新規・更新
下伊那	下伊那地区研修会館	5月19日(金)	9:30~12:00	新規・更新

